

転居届後

にするおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓口延長

マークのある窓口は、

毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。		手続内容	必要なもの	該当 ✓	済	問合せ窓口
住所 戸籍	印鑑登録をしている方 窓口延長	住所は自動的に変更になりますので手続は不要です				本館1階⑤番 印鑑登録 (0835) 25-2109
	住民票等証明書が必要な方 窓口延長	証明書の申請	委任状(代理人による手続の場合)			本館1階④番 証明書 (0835) 25-2109
	外国籍の方 窓口延長	在留カードの住所変更	在留カード			本館1階②番 パスポート (0835) 25-2162
	マイナンバーカードをお持ちの方 窓口延長	カードの住所変更	・マイナンバーカード ・暗証番号			本館1階⑦番 マイナンバーカード (0835) 25-2605
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 窓口延長	カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください			
保険 年金	国民健康保険に加入している方 窓口延長	国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの受取	※お持ちの方 旧住所の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2164
	新たに国民健康保険に加入する方 窓口延長	・国民健康保険の加入 ・国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの受取	健康保険資格喪失証明書			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317
	75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 窓口延長	新しい資格確認書又は資格情報のお知らせの受取(後日郵送します)	旧住所の資格確認書			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2322
	→特定疾病療養受療証をお持ちの方	新しい認定証の受取(後日郵送します)	・旧住所の特定疾病療養受療証			
	60歳以上の方 窓口延長	年金の住所変更				本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2163
	年金を受給中の方 窓口延長	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合、農業者年金の方は農協へ				
高齢	介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	保険証は後日郵送しますので手続は不要です				本館2階①番 高齢者福祉 (0835) 25-2128
	障害	障害の手帳をお持ちの方 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 窓口延長	各種手帳の住所変更	・障害者手帳(身体・療育・精神) ・マイナンバーが確認できるもの		
福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)をお持ちの方		受給者証の住所変更	福祉医療費受給者証			
特別児童扶養手当を受給している方		住所変更	マイナンバーが確認できるもの			
自立支援医療(更生・育成・精神通院)の受給者証をお持ちの方		受給者証の住所変更	・自立支援医療受給者証 ・被保険者情報の確認ができるもの(変更があった場合) ・受診者及び被保険者のマイナンバーが確認できるもの(被保険者情報に変更があった場合)			
子ども	防府市立小中学校に通うお子さんがいる方					本館8階 学校教育課 学務係 (0835) 25-2493
	→転居前に就学校に通い続けたい方 窓口延長	就学校変更許可の申請	就学学校変更許可願(学校長の確認印が押されたもの)			
	→就学校に変更がある方 窓口延長	転校手続(指定校通知書の交付) ※転居前の学校に通い続けたい場合は、就学学校変更許可が必要です。	前の学校で発行された在学証明書			
		学校給食の手続(就学校で手続が必要です)				鐘紡町7-23 学校給食管理室 (0835) 27-0141
	保育所・認定こども園等を利用されている方	届出事項変更届				利用中の保育施設
	0歳～高校生年代のお子さん がいる方 窓口延長	福祉医療費受給者証(カクフク)の住所変更	・福祉医療費受給者証(カクフク) ・健康保険資格情報のお知らせ又は資格確認書(子)			本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2348
児童手当を受給していて、児童と異なる住所に住む方(0歳～高校生年代のお子さん がいる方) 窓口延長	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要	(子どもが市外にいるとき) 子どものマイナンバーを確認できる書類				

ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更	児童扶養手当証書（お持ちの方）		
	福祉医療費受給者証（カクフク） の住所変更	・福祉医療費受給者証（カクフク） ・ひとり親の父又は母と子の健康 保険資格情報のお知らせ 又は資格確認書		
税・料金 上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み及び中止届	お電話で手続きできます		仁井令町 13-1 上下水道局 お客様センター (0835) 23-2511
	下水道事業受益者負担金の納付期間中の方	下水道事業受益者、納付代理人 住所(居所)変更の申告手続	問合せ窓口にご連絡ください	
その他 市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続	※入居者が増減する場合、 必ず届出が必要で 受付窓口でご相談ください		本館 2階③番 市営住宅 (建築課 住宅管理室 住宅係) (0835) 25-2178
	市営住宅の同居手続			
犬を飼っている方 ※環境大臣指定登録機関「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にマイクロチップ情報を登録している犬は、登録機関で変更手続をしてください。自動的に防府市での犬の手続が完了します。	登録事項の変更			本館 3階⑥番 環境・衛生 (0835) 25-2172
転居により加入自治会・町内会が変更になる方	転居前の自治会・町内会長へ転居（退会） のご連絡をお願いします。 ※自治会・町内会長の連絡先が分からない場合は 地域振興課にご相談ください。			本館 5階⑨番 地域振興課 (0835) 25-2120



防府市役所
〒747-8501
防府市寿町7番1号

開庁時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※毎週木曜日は夕方7時まで窓口業務の一部を延長しています。
対応窓口は内側の表でご確認ください。

*** 防府市ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/> ***

防府市内でお引越しされた方へ

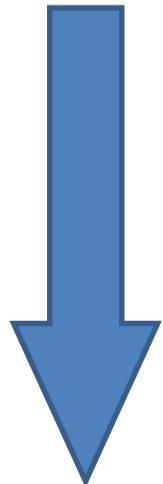
転居届

住み始めた日から **14日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・「本人確認書類」
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

問合せ窓口 市民課 市民係 0835-25-2109
本館 1階⑥番「住所変更」窓口
※手続の際は発券機で番号札をお取りください




関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

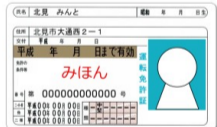
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・年金手帳※
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理の方が手続するときは原則委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
本人が自署した委任状をご用意ください。HPからダウンロード可能です。
不備があった場合は手続できませんのでご注意ください。

手続チェックシート 転居